

男女の出会いの場を提供する イベントの開催を応援します

渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金



補助金の概要

男女の出会いの場を提供するイベント等を開催する団体に
対して、イベント運営費の一部を補助します

対象となる団体

次に掲げる条件を満たす団体が対象となります

- (1) 市内を中心に活動している団体であること
- (2) 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があること
- (3) 予算・決算を適正に行っていること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (6) 団体の代表者が市税を滞納していないこと

対象となる事業

独身男女の出会いの場を提供する事業のうち、次の条件を満たすものです

- (1) 団体等が中心となり行うこと
- (2) 市内で実施すること
- (3) 公募により参加者を広く募集すること
- (4) 当該年度の末までに補助対象事業を完了させること

補助金額

1 団体につき、上限10万円

- ※ 千円未満の端数が生じたときは、端数切り捨て
- ※ 限度額内であれば、同一事業者の複数回のイベント開催が可能です

申請方法

補助事業を実施する30日前(必着)までに、次の書類を市へ提出してください

【必要となる書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体調書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

- 申請書類は市HPからダウンロードできます
- 申請に当たっては、必ず渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付要綱・要領をご確認ください



補助対象経費

補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次のとおりです

※ ただし、経常的経費及び備品購入費は除きます

- (1) 報償費（講演会等の講師謝礼など）
- (2) 消耗品費
- (3) 飲食費（参加者の飲食費のみ対象。事業実施のための会議等に係る飲食費は除きます）
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広告料
- (7) 保険料
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) 手数料

問合せ先

渋川市役所 こども政策課 政策推進係

〒377-8501 渋川市石原80番地（本庁舎） TEL 0279-22-1880（こども政策課直通）

E-mail syoushikataisaku@city.shibukawa.gunma.jp

渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付手続の流れ

男女の出会いの場を提供するイベント等を開催する団体に対して、イベント運営費の一部を補助します

Step
1

事業計画

独身男女に健全な出会いの場を提供するイベントや交流会などを計画します
※ 事前に必ず、市に連絡の上、申請の可否を確認してください
※ 原則、提出書類の先着順に申請を受付します

Step
2

交付申請

事業を実施する30日前までに申請に必要な書類を市へ提出してください

【必要となる書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体調書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

審査

市で、補助金交付要綱に基づき申請書類の審査をします

※ 審査等により、交付決定しない場合や交付額が減額となる場合があります

交付決定

申請者に、市から交付決定通知を送付します

■ 交付決定前の経費は補助金の対象になりません

Step
3

事業実施

市から届く「交付決定通知書」の発行日以降に、計画したイベントや交流会などを実施します

Step
4

実績報告

事業完了後、1か月以内に実績報告に必要な書類を市へ提出してください

【必要となる書類】

- (1) 実績報告書（様式第11号）
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) 収支決算書（様式第12号）
- (4) 事業に係る領収書の写し
- (5) 事業に係る写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

■ 補助事業に関する書類は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください

補助金額の決定

審査等により、交付すべき補助金の額を決定します

申請者に、確定通知書（様式第13号）を送付します

Step
5

請求

確定通知を受け取った方は、請求書（様式第10号）に確定通知書の写しを添えて、市へ提出してください

指定された口座に、補助金を振り込みます